

ヴェネチアにおける滞在税(観光税)導入について

平素は格別のお引き立てを賜り誠に有難うございます。

急なご案内になりますが、ローマ、フィレンツェに引き続き、ヴェネチア市で滞在税の導入が決定いたしました。2011年8月24日以降、ユースホテルや市当局の管轄施設以外の宿泊施設をご利用の場合、徴収の対象となります。ハイシーズンで一泊一人あたり最高5ユーロ、課税対象は最大5泊まで、宿泊施設の所在地によって3つのゾーン(ゾーン区分ABCは便宜上の表記)に区分され、ランク、シーズンナリティーによって課税額が細分化されております。

- A. 歴史地区=ヴェネチア本島、ジュデッカ島、サンクレメンテ島など
- B. リド島、ブラーノ島、ムラーノ島など
- C. 本土地域(島しょ部以外)

主要宿泊施設の課税額は以下のとおりです。基本的にローシーズンはハイシーズンの半額の課税額となっております。

【ハイシーズン】

単位：ユーロ

ゾーン 施設	A 歴史地区、主要な島など	B その他、島しょ部	C 本土地域
5ツ星ホテル	5	4.50	3
4ツ星ホテル	4	2.80	2.40
3ツ星ホテル	3	2.10	1.80
2ツ星ホテル	2	1.40	1.20
1ツ星ホテル	1	0.70	0.60
ヴィッラなど歴史的建造物	4	2.80	2.40
B&B	3	2.10	1.80

ハイシーズンに関しては4月1日～10月31日までの期間、カーニバルや復活祭などのキリスト教の祭日の前後、年末年始等が該当します。ヴェネチア市が定める日程に照らし合わせると、2011年は8月24日～10月31日、12月5日～11日、12月23日～31日がハイシーズン扱いとなる予定です。

2012年のハイシーズン期間は以下のとおりです。

2012年1月1日-1月8日(1月1日～1月6日を含む次の日曜まで)、2月4日-2月22日(カーニバル実施に伴う一定期間)、4月1日-10月31日(復活祭前後の1週間もハイシーズン扱い。2012年は4月8日のためすでにハイシーズン設定期間。)、12月3日～12月9日(12月8日を含む一週間)、12月23日～12月31日(クリスマス前後～年末)

【ローシーズン】

単位：ユーロ

ゾーン 施設	A 歴史地区、主要な島など	B その他、島しょ部	C 本土地域
5ツ星ホテル	2.50	2.25	1.50
4ツ星ホテル	2	1.40	1.20
3ツ星ホテル	1.50	1.05	0.90
2ツ星ホテル	1	0.70	0.60
1ツ星ホテル	0.50	0.35	0.30
ヴィッラなど歴史的建造物	2	1.40	1.20
B&B	1.50	1.05	0.90

レジデンス、貸部屋、キャンプ場、簡易宿泊施設等においても課税されます。

なお、10歳未満のお子様、市内の病院や介護施設等の利用者、または介護目的等で宿泊施設を利用する場合、25名以上のグループを引率する添乗員、バスドライバー等が一定の条件を満たす場合には免除の対象となります。また、11歳～16歳の方が宿泊する場合においては大人の50%の課税額となります。

お支払は、お客様から宿泊施設に直接お支払いただく形となります。

基本はチェックイン時ですが、宿泊施設により異なる場合がございますので、宿泊施設にてご確認をお願いいたします。

クレジットカード等は使用できませんので、現金でお支払いただきます。

寄付金額につきましては、現時点での最新情報であり、今後変更となる可能性がございますので予めご了承ください。

株式会社ワールドビュー